

# 労働保険加入促進業務の概要

## 1 目的

労働保険（労災保険及び雇用保険の総称）は強制加入保険であるが、いまだ中小零細事業を中心に手続が行われていない事業が多数存在しており、労働保険の健全運営に加え、費用負担の公平性及び労働者の適正な保護の観点から、これらの未手続事業を解消していくことは、急務となっている。

また、中小零細事業主は、労働保険制度に係る知識等が不足しており、各種手続をする上での事務負担感が高い状況にあることから、事業主による適正な加入手続を確保していくことが、雇用のセーフティネットを確保していく上で極めて重要となっている。

そのようなことから、労働保険の未手続事業を対象に加入勧奨活動等を行う業務を民間事業者へ委託することにより、未手続事業の解消を図るものである。

本事業は、「公共サービス改革基本方針」（平成 24 年 7 月 20 日閣議決定）に基づき市場化テストの対象となり、平成 30 年度以降においても市場化テストの対象として実施するものである。

## 2 事業概要

### （1）未加入事業の把握、名簿の作成等

全国に加入指導員を配置し、

- ・ 独自調査及び労働局との連携による労働保険未加入事業の把握、名簿の作成
- ・ 労働保険及び特別加入制度周知のためのパンフレットの作成等の業務を行う。

### （2）労働保険適正加入勧奨の実施

加入推進員により戸別訪問を中心とした労働保険の適正な加入勧奨を実施し、加入勧奨により未手続事業が解消された場合は、労災保険、雇用保険及び中小事業主等特別加入の加入手続まで確認した上で、これに対する成功報酬を支給する。

### （3）目標及び実績

次期契約における事業目標は、年度毎に保険関係成立 32,000 事業以上、雇用保険手続 18,000 事業以上とする。

民間事業者の加入勧奨による直近 3 か年（平成 26～28 年度）の平均実績は、保険関係成立 30,901 事業、雇用保険手続 17,846 事業となっている。

## 3 根拠法令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 10 条第 1 項